

富山市地域包括支援センター運営事業委託仕様書

1 業務の目的

富山市では、市内32か所に地域包括支援センターを設置している。地域包括支援センターは、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアの中核機関となることを目的としたものである。

2 募集圏域 32か所（4ページ目のとおり）

3 委託期間

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで（6年間）を予定し、契約は単年度ごとに締結するものとします。

※ただし、受託者が介護保険法及びこれに関連する政省令等に定められた事項を遵守しない場合等は、運営協議会に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除する場合があります。

4 業務内容等

介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの目的及びこれに関連する政省令等で定める事業

（1）地域支援事業

①包括的支援事業

総合相談支援業務

権利擁護業務

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）

在宅医療・介護連携推進事業

生活支援体制整備事業

認知症総合支援事業

地域ケア会議推進事業

②介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

一般介護予防事業

③任意事業（介護保険法第115条の45第3項）

認知症高齢者見守り支援事業

- (2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築
- (3) 指定介護予防支援事業：介護予防給付（要支援1～2）
- (4) 地域密着型サービス事業所が実施する運営推進会議への出席
- (5) その他必要に応じて市が委託するもの

5 人員の配置

次の職員を配置する。

地域包括支援センターが置くべき専らその職務に従事する常勤の職員は、保健師その他これに準ずる者（※1）、社会福祉士その他これに準ずる者（※2）、主任介護支援専門員その他これに準ずる者（※3）とする。（富山市地域包括支援センターの人員に関する基準等を定める条例）また、地域包括支援センター職員の中から管理責任者を定めること。

地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人未満ごとに置くべきその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として、保健師その他これに準ずる者1人、社会福祉士その他これに準ずる者1人、主任介護支援専門員その他これに準ずる者1人とする。また、第1号被保険者の数がおおむね6,000人を超えておおむね2,000人まで増加するごとにいずれか1人を加えた員数とする。（富山市地域包括支援センターの人員に関する基準等を定める条例施行規則）

※1…地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

※2…福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

※3…「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

高齢者人口（概数）	配置人数（担当する地区における第1号被保険者数を基準とする）
～5,999人	3職種各1人 計3人（常勤）
6,000～7,999人	3職種各1人以上 計4人（常勤）
8,000～9,999人	3職種各1人以上 計5人（常勤）

6 設備について

- (ア) 相談等に必要な適切なスペースを確保すること。
- (イ) 建物入口周辺も含め、高齢者に配慮した建物、設備とすること。

7 事業の実施について

- (ア) 地域包括支援センター職員に対し、緊急時に対応できるよう連絡がとれる体制を整備すること。
- (イ) 令和5年4月1日から委託事業を実施すること。
- (ウ) 富山市は、地域包括支援センターの従事者について業務の履行に不相当と認められるものがあるときは、地域包括支援センターを運営する法人に対して変更を求めることができる。
- (エ) 委託業務の実施に関する帳簿、記録その他必要な書類を整備し、その完結の日に属する事業年度の末日の翌日から起算して5年間保存すること。
- (オ) 委託料を委託業務の実施以外に使用しないこと。
- (カ) 委託業務にかかる会計とその他の事業にかかる会計とを明確に区分すること。
- (キ) この契約により知り得た富山市の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。地域包括支援センターを運営する法人がこの契約の履行を完了した（契約を解除した場合も含む。）後も同様とする。

8 引継ぎについて

現在、地域包括支援センターを運営していない法人が新規受託する場合、また、現所在地域包括支援センターを運営している法人が担当圏域外の新たな圏域を受託する場合は、令和5年4月からの運営業務を支障なく開始できるよう、令和5年3月までに業務内容を引継ぐこと。

また、令和11年4月以降の運営法人が変更になる場合は、次の運営法人が令和11年4月からの運営業務を支障なく開始できるよう、業務内容を引継ぎすること。

9 委託料の支払い

会計年度（4月1日～翌年3月31日）ごとに受託者からの請求により、四半期ごとに支払います。なお、支払いの時期、金額等は契約で取り決めます。

募集圏域

※人口は令和4年3月末日時点のもの

	センター名	担 当 圏 域	高齢者数 (人)	給付管理件数 (件)
1	藤ノ木・山室中部	藤ノ木・山室中部	7,127	215
2	呉羽	呉羽・寒江・古沢・老田・池多	6,501	265
3	新庄	新庄・新庄北	6,499	192
4	婦中東	速星・鶴坂・婦中熊野・宮川	6,681	171
5	東部・山室	東部・山室	6,092	200
6	まちなか	総曲輪・西田地方・星井町・五番町・八人町	5,352	220
7	堀川・光陽	堀川・光陽	5,172	207
8	八尾北・山田	山田・保内・杉原	5,014	146
9	大沢野・細入	大沢野・小羽・下夕・細入	4,534	153
10	豊田	豊田	4,467	112
11	百塚	桜谷・八幡・長岡	3,908	142
12	堀川南	堀川南	3,872	110
13	柳町・清水町	柳町・清水町	3,653	141
14	婦中西	朝日・古里・神保・音川	3,720	131
15	神明・五福	神明・五福	3,570	109
16	蛭川	蛭川	3,497	94
17	大広田・浜黒崎	大広田・浜黒崎	3,435	92
18	岩瀬・萩浦	岩瀬・萩浦	3,243	132
19	新保・熊野	新保・熊野	3,342	75
20	大山	大庄・福沢・上滝・大山	3,225	60
21	奥田	奥田	3,170	102
22	和合	四方・草島・倉垣	3,042	132
23	水橋北	水橋中部・水橋西部	2,954	99
24	水橋南	水橋東部・三郷・上条	2,743	69
25	広田	広田	2,755	87
26	大久保・船峠	大久保・船峠	2,783	81
27	奥田北	奥田北	2,589	103
28	月岡	月岡	2,506	97
29	八尾南	八尾・黒瀬谷・卯花・野積・室牧・仁歩・大長谷	2,405	97
30	愛宕・安野屋	愛宕・安野屋	2,151	90
31	太田	太田	2,122	69
32	針原	針原	1,341	87